

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金（沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。）であつて次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。）<u>、当該資金の調達のために発行される社債（特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。）の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。）</u>、当該取得に係る社債の償還期限（ただし、当該取得の日から起算する。）及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）は、一年未満のものであつてはならない。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>一の二 主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金（<u>沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に</u></p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金であつて次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。）<u>、当該資金の調達のために発行される社債（特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。）の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。）</u>、当該取得に係る社債の償還期限（ただし、当該取得の日から起算する。）<u>及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）</u>は、一年未満のものであつてはならない。</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>一の二 主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資を行うこと。</p>

必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。）
の出資を行うこと。

一の三（略）

二 沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むものに対して、小口の事業資金の貸付けを行い、並びに沖縄に住所を有する者に対して、小口の教育資金の貸付け（所得の水準その他の政令で定める要件を満たす者に対するものに限る。）を行い、及び恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。

三・四（略）

五 沖縄において事業を行う中小企業者に対して事業の振興に必要な資金（特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて貸付けが行われる長期の資金又は沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要があると認められる長期の資金として、主務大臣が定めるものに限る。）の貸付けを行い、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）の応募その他の方法による取得（特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて行われるもの又は沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要があると認められるものとして、主務大臣が定めるものに限る。）を行うこと。

六（八）（略）

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一の三（略）

二 沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むものに対して、小口の事業資金の貸付けを行い、並びに沖縄に住所を有する者に対して、小口の教育資金の貸付けを行い、及び恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。

三・四（略）

五 沖縄において事業を行う中小企業者に対し事業の振興に必要な長期資金を貸し付け、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）を応募その他の方法により取得すること。

六（八）（略）

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 小口の事業資金 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第一号）別表第一第一号の下欄に規定する小口の事業資金をいう。
 - 二 小口の教育資金 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第一号の下欄に規定する小口の教育資金をいう。
 - 三 恩給等 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第二条第一項に規定する恩給等をいう。
 - 四 中小企業者 株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。
 - 五 生活衛生関係営業者 株式会社日本政策金融公庫法第一条第一号に規定する生活衛生関係営業者をいう。
 - 三・四（略）
 - 五 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第三条から第九条までの規定は、公庫が同法第二条第一項に規定する恩給等を担保として貸付けをする場合について準用する。
- （業務の受託）
- 第二十一条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、独立行政法人住宅金融支援機構の行う独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項第一号から第三号までに規定する業務若しくはこれらに附帯する業務の一部、株式会社日本政策金融公庫の行う株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第二号の規定による同法別表第二第

- 一 小口の事業資金 国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第一号に規定する小口の事業資金をいう。
 - 二 小口の教育資金 国民生活金融公庫法第十八条第二号に規定する小口の教育資金をいう。
 - 三 恩給等 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第二条第一項に規定する恩給等をいう。
 - 四 中小企業者 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）第二条に規定する中小企業者をいう。
 - 五 生活衛生関係営業者 国民生活金融公庫法第十八条第三号イに規定する生活衛生関係営業者をいう。
 - 三・四（略）
 - 五 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第三条から第九条までの規定は、公庫が同法第二条第一項に規定する恩給等を担保として貸付けをする場合について準用する。
- （業務の受託）
- 第二十一条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、独立行政法人住宅金融支援機構の行う独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項第一号から第三号までに規定する業務若しくはこれらに附帯する業務の一部、中小企業金融公庫の行う中小企業金融公庫法第十九条第一項第三号若しくは第四号に掲げる業務若しくはこれらに

一号から第五号までに掲げる業務若しくはこれらに附帯する業務又は特別の法律によつて設立された法人で政令で定めるものの行う貸付けの業務を受託することができる。

2
(略)

(予算及び決算)

第二十四条 公庫の予算及び決算に関しては、沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

附帯する業務又は特別の法律によつて設立された法人で政令で定めるものの行う貸付けの業務を受託することができる。

2
(略)

(予算及び決算)

第二十四条 公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。